

法務の役割って何ですか？その6 経営の効率性優先論

鳥飼総合法律事務所 弁護士 鳥飼重和

今回は、利益の循環を生み出す社会構造を前提に、コーポレート・ガバナンスにおける2つの要素である、経営の健全性と経営の効率性の問題領域と、両者の要素の関係の捉え方について述べた。

この両者の要素の関係は、法務部門等の実務の実態からは以下の3つになる。

①効率性優先論、②車の両輪論、③健全性優先論

今回の原稿では、②の車の両輪論と③の健全性優先論を述べて、①の効率性優先論は紹介しなかった。この①の効率性優先論は、企業の衰退を招く立場であるが、このような企業では、本来、法務部門の役割が最重要なのに、実際的には、法務部門はその役割を果たすことが事実上封印されているからである。

しかし、今回の原稿では、この効率性優先論の立場を取り上げることにする。この立場は、無視できないほど多くの不祥事を起こしているからである。この立場では、法令遵守等を問題領域とする健全性よりも、利益を問題領域とする効率性を重視する。このような捉え方をしている企業が不祥事を起こしている事例がある。

カネボウの事例が典型である。その結末はご存知の通りである。また、相場操縦などの不祥事を起こす新興市場のオーナー系の会社にも見受けられる。社会の信頼を失う行動をする企業を社会が受け入れる筈もないのであるから、社会性の高い企業である上場企業が社会の信頼の基礎となる経営の健全性を無視することは、自滅の道を行くことに等しい。このような道を選択する経営は、経営の名に値しない。

このような企業では、法務部門や内部監査部門は事実上ないか、あっても、経営者は、それらの経営の健全性を確保すべき部門を無視するため、当該部門では、予算も権限も要員も、ほとんどないに等しいのである。監査役も名ばかりで、ほとんど機能していないし、例外的に、正義感の強い監査役が来れば、辞任に追い込まれることが多く、正義感でまっとうな監査をしようとする経営陣から妨害され、苦しい状態に追い込まれるのが実情である。

このような企業で、法務等の役割や監査役の役割を論じることに虚しい面があることは確かである。端的な言い方をすれば、このような企業は上場廃止されるべきである。上場を維持するのであれば、法務等や監査役の役割が十分に果たせるよう、従来の経営陣を退陣させ、新たな経営陣による経営の健全性優先の立場での社内改革の断行が必要である。そうでないと、まっとうな経営をしている企業に多大なる迷惑がかかることになる。

なぜなら、このような、上場企業に値しない企業による不祥事によって、最近では様々な厳しい法律上の規制や証券取引所の規制がなされるようになっており、この種の規制は、まっとうな上場企業に過剰な対応を要求し、経営の効率性を阻害するところまで来ているからである。

鳥飼重和（とりかい しげかず）

税理士事務所勤務後、司法試験に合格。日本税理士会連合会顧問。専門分野：内部統制・役員責任を中心とした会社法。税務訴訟を中心とした税法。著書：『内部統制時代の役員責任』（共著、商事法務、2008）、『「考運」の法則』（同友館、2009）など他数。